

114
A 4254



普通教育ハ為ニ危険ノ罪惡ヲ豫防シ刑罰ヲ減シ邦國一般
 ノ衆庶ヲシテ^レ民ヲシメ以テ國家ノ幸福ヲ保護セントスル
 ノ業務ニシテ敢テ之ヲ以テ大業偉図ヲ企謀セシムル^レ為ニ役ケタ
 ル事業ニアラス故ニ教員タル者ハ能ク此意ヲ体認シ全國ノ兒童
 ヲシテ忠誠ニ基キテ
 天皇陛下ヲ尊崇シ政治法令ヲ遵守シ長上ヲ尊敬シ道德ニ
 薰習シ愛國ノ主義ヲ銘刻シ普通ノ知識ヲ發達シ身体ヲ保
 全セシムルハ僅テ負擔スヘキノ義務責任ナリ且夫教員ノ良否ハ
 獨リ生徒成立ノ良否ニ關スルノミナラス國家人民ノ術行爲ニ感
 觸ヲ與ルル^レ勢力又甚大ナリ蓋教員ノ任タル尋常職工ノ徒十日
 ヲ同クシテ語ル可キニアラス職工ノ良否勤怠ハ其閑スル所多クハ
 一人一家ノ利害得失ニ止コリ其影響ノ邦國ニ及フモノ甚迫切ナラ
 ス若シ兒童ノ教員善良ナラサレハ顛覆ノ災特ニ一人一家ニ止

大正十一年四月
假借部寄贈



ラス延イテ郷国ニ及フモノ甚急且激ナリトス故ニ公立花私立小学
校ノ教員ヲラント欲スル者ハ必ズ能ク左ノ決項ヲ実践適當セサル
ベカラス

文部省ニ轄師範学校全科卒業證書ヲ有シ品行
ヲ所持スルモノ

公立師範学校全科卒業證書ヲ有シ品行善良ノ
證書ヲ所持
スルモノ

公立師範学校全科卒業證書ヲ有シ品行善良ノ
證書ヲ所持
スルモノ

但前三ヶ条品行善良ノ證書ハ品行善良ヲ証明セル入校中ノ証
書ニシテ校長并教員一名ノ記名アルモノ尤卒業速捷ニシテ各地
ニ散在スル後ハ五ヶ条毎ニ一回其就職スル町村ノ学務委員ヨリ品
行善良ノ證書ヲ得サルベカラス

前条各師範学校ノ卒業證書ヲ所持セズシテ教員タラント欲スル
者ハ本人居住ノ町村学務委員ノ品行善良證書（從五ヶ条問ヲ
從スルヨリ要ス）
所持シタル上尚文部省或ハ府知事縣令ニ於テ定メタル試験委員
ニ於テ尤ノ通ノ試験ヲ經テ及第セサルベカラス但品行善良證書ナ
キモノハ、（問）技藝ノ何如ヲ論ゼス其試験ヲ行ハサルモノトス

修身 人倫 大道職分ノ大義愛國ノ主義ヲ教授シ得ルニ足リ
且其素行生徒ノ模範ニ充タルニ足ルモノ

讀書 通常ノ和漢ノ例ハ輿地誌略皇朝史略 誦読ニ教
授シ得ルニ足リ又本邦普通凡俗名交リノ作文ヲ教授シ得ルニ足
モノ

算術 珠算ノ八算見一若クハ筆算ノ加減乗除小數分數
ヲ教授シ得ルニ足ルモノ

習字 楷行草ノ三体ヲ教授シ得ルニ足ルモノ

歴史 本邦歴史ノ要領坤輿歴史ノ大略ヲ教授シ得ルニ足ルモノ

地理 本邦地理ノ要領坤輿地理ノ大意ヲ教授シ得ルニ足ルモノ

以下教所ノ試験ニ合格シ品行善良ノ証書ヲ所持ス。一ノトイヘバ猶

且尤ノ件々ニ強ルモノハ教員タルヲ得ス

懲役實決ノ刑ニ處セラレタルモノ禁獄一年以上ニ實決ノ刑ニ處セラレタル

モノ但滿期後七年ヲ経タルモノハ年限ニテラス但此件ハ改定案ニヨツテ修正スベシ

一 身代限ノ處分ヲ受ケテ負債ノ年償ヲ終ヘサルモノ

一 年 年十八年以下ノモノ

文部卿派遣スル處ノ吏員并府知事縣令學校ヲ巡回スルニ當テ
教員ノ品行或ハ不適当ナル事ヲ見認ル時ハ直ニ教員免狀ヲ
褫奪スベシ

一 教員が生徒ヲ管理スルハ唯リ授業ノ時間若クハ校舍ノ内

ニモ止マラス凡ソ生徒ノ品行礼義ニ関シテ教員ノ生徒ヲ管理スベキハ
生徒が學校ニ行カンレシテ其家ヲ去リ父母長者ノ制御ヲ離レタル時ニ
始リ學校ヲ退キ其家ニ歸リタル時ヲ以テ終ルモノトシ然レバ生徒が學
校往還ノ途中ニ於テ過失アリトモ教員ハ其責ニ任セズ但共過失ヲ
関知スルニテ懲罰討スヘシ

凡學校ノ児童ハ其嗜好方サニ定リ習慣方サニ歸シ其天性良ク心純
ラトシテ意根靈敏常ニ思想ヲ教員ノ教示トシ言行狀トシ傾注ス
ル以テ其模範ハ皆貫テセサルヲナシ是ニ於テ乎頻ニルヲ生シ来
テ必憤発奮起スル所アラシ蓋児童ガ其險暴戻ノ身ノルモ或ハ
譽身ニ施シ一室光榮ヲ極メテ國家ノ良民トナルモ亦皆教員ノ教示
・ 語言行狀トシ脛昭セサルヲナシ故ニ前条諸款 教員タルニ適シ
テ教員ノ職ニ就クモノ須ク能ク左ノ諸項ヲ注意謹守セサルヘカラス

一 時ヲ察シテ其ミ采シ務メテ児童良心ノ發育ヲ助リベシ児童ヲシテ善良ナラシムルハ恰恠ナラシムルニ勝ルベシ

一 普通教育ノ基礎ハ其品行ト學問トニアリ而シテ各生徒ヲシテ教員ノ標トシテ學校ノ規程トニ倣準シテ品行ヲ正シ先以テ徳義修ムル法ヲ教ヘ善ク此理ヲシテ浸染シ以テ慣習天性

一 此ノ道德教練ノ方法ハ學校中第一ノ事業ニシテ品行端正ハ教員第一ノ標履ナリ

一 生徒ヲシテ慎密ニシテ以テ時刻法式規律ヲ守ラシメ又從順ニシテ教員ノ命令ニ從ハシムルハ即道德ノ元素トシテヘキナリ

一 児童ノ道德智識身体ヲ養成シ更ニ之ヲ擴充シ之ヲ鞏固ニシテ完備無疵ノ善人ナラシメ以テ親族ノ信任ニ酬ヒ知家ニ益スル所アルハ教員タルノ要務ナリ

一 教員ノ行為ハ児童ノ稟性ニ薰透糊着シ易キモノナレバ戒ガ

平素ノ言行ヲ児童ニ示スヲ以テ最良ノ教授ニ充ツヘシ若シ其言行方正ナラザレハ何如ナル處置ヲ施スニ益ナリ故ニ常ニ身ヲ以テ児童ノ模範トナリテ孝悌忠信礼義廉耻等ノ善行ト邦國ヲ興スルノ氣概トヲ薰染セシムベシ

一 教員ハ愛敬権力威望トヲ以テ事ニ從フモノナレバ児童ノ感覺スル処實ニ深シ故ニタビ使身ヲ過ツトキハ復タ改ムベカラズ

一 教員タル者ハ生徒ノ信用ヲ得ルベカラズ信用ヲ得ルハ慈愛ト方正ト謹慎ト嚴格トニ在ルベシ命令ヲ以テ得ベキモノニアラス教員ノ指揮ニ從フハ生徒ノ義務ナレモ信用ノ感発ニ至リテハ生徒ノ志意ナルベカラズ

一 教員ノ義務ナリト云フ得ズ及令強迫シテ信用ノ状ヲ呈サシムルモ唯外表ノミニシテ中心ヨリ出ツルニ非ズ若シ斯ノ如クハ既ニ中心信用ヲ生セサルノ害

一 教員タル者ハ教授中一ノ知ラサルナリ一ノ過誤ナカレトハ殆ト望ムベカ

ラサルノ望ミナラレバ幾許ノ学ヲ修ムルキハ能ク過誤ヲ免カレ得ルヤシ
モ未ク覚知セサル無堅固ノ生徒ニ向テ過誤ヲ傳フルトキハ彼レ其人ヲ以テ
一ツモ知ル所ナキ者ト為シ百般ノ事皆信セカニ至ラン故ニ教員ハ戒慎
恐懼及以反省シテ徐々ニ教授セシコトヲ要ス若シ疑ハルモアル
ニ當リ其事明瞭ナラカレ暫ク我閑暇ナル時ヲ以テ之ニ向テ研
究シテ答フベシト云フトモ未タ以テ其信用ヲ失ハルニ足ラズ若シ輕率ニ
シテ我が証ヒヨ正サズ妄ニ人ニ傳ヘテ信用ヲ失フニ至ラハ再々回復スル
ヲ得ヘカラサルナリ

一 児童ノ純粹ナル真情ヲ固有スルヲ以テ勸モスレハ他人ノ短所ヨリ
来ル所ノ詐欺蠱惑ト争奪スルモノナルガ故ニ幼兒ニ向テハ殊ニ慎
重温和ヲ專一ニシ行爲ノ常アリテ变换セサルヲ要スヘシ
一 師範学校ニ在リテ學修シタル事也ハ未タ以テ人ヲ教導スルニ
充分ナリトスベカラス蓋師範学校ノ修業ハ本業ノ豫備タルニ

過ギス故ニ能ク生徒ノ思念發達ニ注意シテ行爲ノ功ヲ積マサル
ベカラス

- 一 書籍ハ唯普通ノ主義ヲ示シ指點ノ用タルニ過ヒテ教員責
任ノ大ナルハ是ノ主義ヲ應用スルニヤルナリ
- 一 常に自己ノ進歩ヲ勉メ極メテ聞見ノ貯蓄ヲ廣メ學問ノ自
己職務ノ本質ナル事ヲ志ルヘカラス
- 一 教員ノ生徒ハ各個多クノ性品ヲ異ニセリ故ニコレヲ發達ノ
爲メニ深ク注意シ取捨斟酌ノ節度ヲ確メサルベカラス
- 一 賞罰固ヨリ行ハザレバカラストイヘ氏苟且ニ之ヲ施スキハ生徒
ノ利欲點情詐偽驕慢心ヲ喚起スルノ畏レアルガ故ニ謹慎審思
特極ト事情トヲ熟慮シテ施行セザルベカラス
- 一 多ク教員ノ児童ヲ混同シテ責罰スベカラス然ルトキハ教員
互ニ相聯絡倚賴スル所アルガ故ニ責罰ノ効驗ヲ見ルコトナシ教員

同罪ヲ犯ス時各自ニ分離シテ罰ヲ科ス可シ

一 過失ヲ漫ニ容恕スル勿レ漫ニ容恕スルハ却テ児童ニ對シテ不慈トナルニ何如トナレバ児童モ再ヒ之ヲ犯セハ勢イ大ニ懲ニナルヲ得サレバナリ

一 児童ニ兵隊訓練ヲ教フルハ徵兵兵身體ヲ云月セシムル爲ニ裨益アルノミナラス又兵式ニ因テ教育セラル、時ハ方正綿密廉潔順從守時等ノ美德ニ慣レ修身ニ於テ其益甚多シ

一 沈黙ハ思想ヲ修理スルノ基礎ニシテ苟モ生徒タルモノニハ多言ヲ戒慎セシメザルベカラス衷懷ノ散乱ハ必ス多言ヲ本トシヨレ由リ五官ヲ漫用シテ思想ヲ阻滯セシムルニ至ル故ニ沈黙ハ五官ヲシテ安寧ナラシメ從テ思想ヲ叫醒セシムルノ益アルニ

一 徐々ニ洞悉ノ教育ヲ務メ敢テ急進ヲ計ル勿レ
一 教員ハ勉メテ一所ニ耐駐シ好シテ轉換スニカラス教員交換

ノ頻繁ナルハ生徒ニ大害アルノミナラス又教員ノ身上ニ害アリ蓋人徳ク久シク精神ヲ一方ニ注着スル所ハ多クハ其事ノ熟達上進ヲ見ルヲ明亮ナル所ニシテ至一無適堅忍耐久ナレバ必實効ヲ歛ムルニ至ルニ

一 生徒ノ眼眸及ヒ思想ニ注意シ必ス其奮排スル一所ニ就テコレヲ啓発スニ

一 温習ハ固ヨリ學問ノ一法ニシテ又徳義ヲ脩ムルノ一法也一ニ
一 児童モ校中ニ在テ病ニ値ハハ教員ハ校中父母タルノ位地ニ

立リガ故ニ能クコレヲ庇護スニ
一 教員ハ常ニ注意シテ生徒ノ状態ト我ガ教育ノ実況ヲ生徒ノ父母ニ知ラシメ家庭ノ教育ト學校ノ教育トヲ親接續アラシメシコトヲ勉ムニ

